

(2023年9月度) 華鐘月次オンラインセミナー

# 押さえておくべき 契約審査の基本と事例紹介

法務コンサルティング部 黄蕾

中国14:00- / 日本15:00-

## 講師紹介





# 黄蕾(コウライ)

#### (略歴)

- 2008年上海外国語大学日本語学科卒業、修士号取得。
- 2008年上海華鐘投資コンサルティング有限会社に入 社。
- ▶ 2015年中国国家司法試験合格。
- ▶ 入社後HRコンサル部にて会社規程の作成業務、人事 労務管理関連コンサル業務を経て、2017年より法務 コンサル部にて各種契約書の審査、作成、デューデリ ジェンス調査、会社規程の作成、内部監査業務等の会 社法務関連コンサル業務を担当、現在に至る。

## 押さえておくべき契約審査の基本と事例紹介



# 目次

- 1 契約審査の目的
  - 契約審査の着眼点
- 3 契約の主体

4

契約の対象

7

争議解決条項

5

品質条項

8

その他

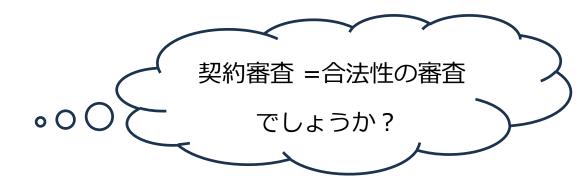
6

違約条項

9

華鐘・法務コンサルティン グ部業務ご紹介





# 契約審査の目的とは?





# 次の条項を審査してみましょう

第10条 違約責任

一方が本契約の約定に違反した場合、他方が受けた全ての 損失を賠償しなければならない。





# 次の条項を審査してみましょう

#### 第10条 違約責任

一方が本契約の約定に違反した場合、他方が受けた全ての損失を賠償しなければならない。



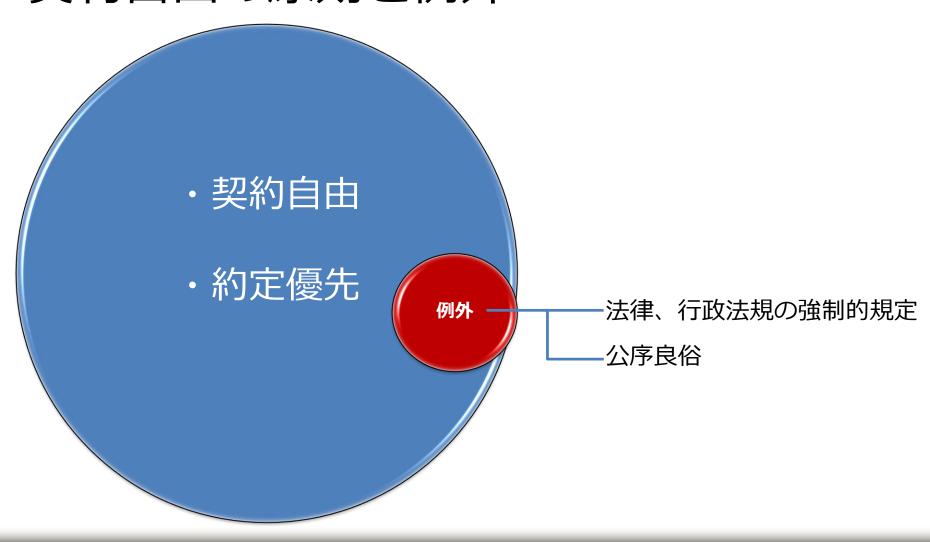
#### 第10条 違約責任

売主は、買主への製品引渡しが遅れた場合、遅延1日につき製品代金総額の 0.1%を、買主に違約金として支払わなければならず、遅延が14日を超えた 場合は、売主の納品義務不履行とみなし、買主は本契約を解除する権利を有 する。違約金が買主の損失補填に足りない場合、売主は更に差額を賠償しな ければならない。





# 契約自由の原則と例外





#### リスク1

法律法規などの強制的規定に 違反する

#### リスク2

当事者の認識が一致しておらず、誤解を生む

#### リスク3

自社に不利な契約条件

#### リスク4

契約に関する争議



#### 結果1

契約の発効に影響し、 行政処罰につながるなど

#### 結果2

追加費用や違約責任が 発生する

#### 結果3

想定外のコスト、損失など

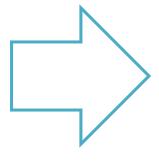
#### 結果4

争議発生時の訴訟の負担



#### 契約リスクの種類

- > 法律法規などの強制的規定に違反
- ⇒ 当事者の認識が一致しておらず、
  誤解を生む
- ▶ 自社に不利な契約条件である
- ▶ 契約に関する争議



#### 契約審査の目的

- > 合法性、有効性を確保する
- ▶ 明確に約定し、誤解を防止する
- ▶ 不利な契約条件が発覚した場合、 交渉、修正する
- > 紛争の予防、早期解決





## 契約審査の一般的な流れ

取引内容に基づいて契約書のドラフトを確定する(業務部門)

契約書の内容を審査し、リスクを提示する(法務部門)

審查承認(所管責任者/承認者)

契約の締結(社印管理部門、会社代表者)



- ▶ 合法性の側面:取引が法律、行政法規などの強制的規定に合致しているかどうか。
- > 合法性以外の側面
  - ビジネス面:実行可能性があるか、合理的であるか、自社の契約目的に合致しているか、自社の立場に合致しているか
    - ✓法務部門と業務部門の充分な意思疎通が必要
  - 取引先と認識の齟齬が無いかどうかか
    - ✓取引相手と充分に意見交換し、誤解を解消
  - 文面:分かりやすさ、誤字脱字の回避、文章の整合性
    - ✓言葉の定義が明確で、用語が統一されているか
    - ✓付属文書などとの整合性(例:補充合意書と元の契約、基本契約と個別契約との間の整合性など)



> 合法性の側面:取引が法律、行政法規などの強制的規定に合致しているか。

経営許可

例)

2021年9月、A社はB社と労務派遣契約を締結し、王さんをB社の梱包作業員として派遣した。A 社は労務派遣経営許可証を取得しておらず、B社は確認を行わなかった。

2021年12月、王さんは仕事中に指を骨折する怪我を負い、2022年11月に障害8級と鑑定された。 A社は王さんの社会保険に加入していなかったため、王さんは労働仲裁を申請し、A社に労災保険給付の損失を補償するよう要求し、同時にB社に連帯責任を負うよう要求した。

【労働仲裁の結果】A社は王さんの労災保険損失を補償し、B社は連帯責任を負うこととなった。

《中華人民共和国労働契約法》第五十七条(抜粋)

労務派遣業務を経営するには、労働行政部門に対して、法に従い行政許可を申請しなければならない。許可を得たものは、法に従い関連する会社登記を行う。許可を得ていない場合、いかなる単位と個人も労務派遣業務に従事してはならない。

ポイント: 労務派遣会社は労務派遣経営許可証を取得していないため、労務派遣契約は無効である。労務派遣サービスを受ける側が相手の経営許可を審査しなかったことに過失があり、従業員の損失に対して連帯責任を負う。



▶ 合法性の側面:取引が法律、行政法規などの強制的規定に合致している

#### 例)

『中華人民共和国入札応札法』第三条(抜粋) 中華人民共和国の国内で以下の工程建設プロジェクトを実施する場合、 プロジェクトの地質調査、設計、施工、監理及び工程建設に関連する重 要設備、材料などの調達は、入札を行わなければならない。

- (一)大規模インフラ、公共事業など、社会公共の利益や公衆の安全に 関係するプロジェクト
- (二)全部または部分的に国有資金の投資または国家の融資を受けているプロジェクト
- (三) 国際組織または外国政府の融資、援助資金を利用するプロジェクト。
- ▶ ポイント:『入札応札法』に従って入札応札プロセスを履行していない場合、関連の契約は 無効となる。実務では、公共利益、公共の安全、国有資産の処分、政府調達などに関して、 厳格な手続き要件を要求することが多い。



▶ 合法性以外の側面:合理性

#### 例)

第5条 持分譲渡対価の支払い

乙は、市場監督管理局にて持分変更登記手続きが完了した後10日以内に、甲に本件持分譲渡の対価を全額支払わなければならない。

▶ポイント:取引の具体的な状況に基づき、実務操作の流れを確認し、違約リスクを回避すること。





> 合法性以外の側面:実行可能性



第10条 争議解決

本契約の当事者は、本契約から生じる一切の争議について日本の東京地方裁判所の専属的裁判管轄<u>に付することを合意する。</u>

▶ポイント:争議解決条項はお飾りではなく、取引の具体的な状況と自 社の立場に応じて審査しておくこと。

15



> 合法性以外の側面: 言葉の確認、誤解を解消

#### 例)

買手は本契約締結日から\_\_日以内に売手に定金\_\_\_\_元を支払わ

なければならない。

買手は本契約締結日から\_\_日以内に売手に<u>訂金</u>元を支払 わなければならない。

#### 訂金or定金

?

定金(日本語:手付け金):債権の実現を確保するための担保の一

種。違約責任を負う方式のひとつ。

訂金(日本語:内金):単なる前払金。



- ▶契約主体の審査のポイント
  - 01 契約関係者の法的地位を正確に認識する

02 契約主体の資格等を審査

03 契約主体に関する条項の記載





契約関係者の法的地位を正確に認識する

#### 例)

A社は国有大企業である。サプライヤーである乙は、Aの子会社甲が発行した発注書に従って甲に製品を供給し、A社グループ全体の財務手配により親会社Aから代金を回収する形で、長年にわたり代金回収は正常に行われてきた。

Aの信用状況が良いことから、乙はAの子会社甲と一連の契約を締結した。 2年後、甲の経営状況が悪化し破産したため、多額の代金が未回収となった 。乙はAに賠償を求めたが、Aは自身が契約の主体でないことを理由に支払 いを拒否し、乙は大きな損失を被った。

18



# 02 契約主体の資格等を審査

#### 【目的】

- ▶ 相手方が合法的に設立され、存続しているか否かの確認
- ▶ 特定の取引について、相手方が契約履行に必要な資格を備えているか どうかの確認
- ▶ 相手方の信用面での調査

#### よくある経営資格:

不動産開発、広告、会計監査、評価、役務派遣、食品、薬品、酒類、たばこ、輸送、危険物、特殊設備、医療など。





#### 契約主体の資格等を審査

#### 【調査手段】

- ▶ 工商登記資料の検索により会社の沿革背景、行政許可などの情報を入手したり、企業の合法的存続状況、会社の規模、経営範囲などの基本情報を把握することができる。
- ▶ 訴訟、執行、行政処罰など、公開情報を調査することにより、企業の信用 状況を把握することができる。
- ▶ 財務諸表、抵当状況などの情報を調査することにより、企業の支払い能力を把握することができる。
- ▶ 実地視察する。
- ▶ 第三者機関に委託してデューデリジェンスを実施する。



02

#### 契約主体の資格等を審査

【常用ツール1】国家企業信用情報公示システム (gsxt.gov.cn)





### 02 契約主体の資格等を審査

【常用ツール1】国家企業信用情報公示システム (gsxt.gov.cn)



22



02 契約主体の資格等を審査

【常用ツール2】 (中国裁判文書ネット https://wenshu.court.gov.cn/)



23



02 契約主体の資格等を審査

【常用ツール3】 (中国執行情報公開ネット http://zxgk.court.gov.cn/)







#### 契約主体の資格等を審査

【常用ツール4】 ウェブサイト/スマホアプリ(当局のウェブサイトで検証することをお勧めします。)

天眼查

企查查

启信宝

爱企查













# 03 契約主体に関する条項の記載

特定

正確

全面的

修正前	修正後			
甲:江蘇省xx産業園区管委会	甲:江蘇省xx産業園区管理委員会 住所: 法定代表人: 統一社会信用コード:			
乙:上海xx企業管理諮詢有限公司	乙:上海xx企業管理諮詢有限公司 住所: 法定代表人: 統一社会信用コード:			



> 契約対象の審査ポイント

01 契約対象の合法性の確認

02 契約対象の記載が明確に、全面的に、特定できるように書く

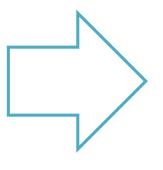




#### 契約対象の合法性の確認

#### 法律上の瑕疵がないか

- 対象に抵当権等の権利負担が設定されていないか
- 差し押さえ、凍結されていないか
- ▶ 当該対象の処置が法律 の制限を受けていない か



#### 方法

- 調査:権利証書、登記情報を確認し、実地調査を行う
- 契約中に声明保証条項、違約責任条項を設ける
- ▶ 関連の法律規定を確認する



- 02 契約の対象は、明確に、全面的に、特定できるように書く
  - > 対象が物の場合

#### 第1条 契約の対象

品名	仕様	型番	色	単位	単価	数量	総額	備考

- ✓ ポイント:複数の側面を結合して特定できるようにする。
- ✓ 上記の方法で特定が難しい場合は、図面や性能測定データの添付などにより特定することができる。
- ✓ 具体的な取引状況により、更に、対象に付属物または付帯サービスがあるかどうか 、確認する必要がある。
  - 付帯物品:予備部品など
  - 付帯資料:説明書、合格証、検査測定報告書など
  - 付帯サービス:訪問据付サービス、研修、試運転サービスなど



- 02 契約の対象は、明確に、全面的に、特定できるように書く
  - ▶ 契約対象がサービスの場合

サービスは通常無形であり、有形の商品のように型番や数量を記載することができない ため、サービス内容を明確にするため、サービスの範囲、方法、期限、基準等を合わせ て約定する必要がある。

以下は、委託者の立場からの規定内容例で、できるだけ具体的なサービス項目を記載し

- 、できるだけ数量化することが望ましい。
- ✓ 担当者の資格、人数、サービスの期間、回数。
- ✓ フィードバック回答時間、対応速度。
- ✓ 提出を要する報告書などの文書明細及び文書の主要項目。
- ✓ 測定可能なサービス効果。
- ✓ 第三者への再委託を制限すること。



- ▶品質条項の審査のポイント
  - 01 品質基準は合法的か、明確か?

02 検収手順は明確で合理的であるか?

03 品質が約定に合致しない場合の救済方法は?





#### 品質基準は合法的か、明確か?

#### 品質基準について約定がない場合

#### 「中華人民共和国民法典」(抜粋)

- **第510条** 契約発効後、当事者が品質、価格もしくは報酬、履行場所等について約定していない場合、または約定が不明確な場合は、合意により補足することができる。補足合意に至らない場合は、契約の関連条項または取引の慣習に従って決定する。
- **第511条** 契約の関連内容に関する当事者の約定が不明確であり、前条の規定に基づいて 決定できない場合、以下の規定が適用される:
- (一) 品質要件が不明確な場合、強制的国家標準に従うものとし、強制的国家標準がない場合、履行は国家推薦的標準に従うものとし、国家推薦的標準がない場合、業界標準に従うものとし、国家標準または業界標準がない場合、通常の標準または契約の目的に合致する特定の標準に従うものとする。



- 01
- 品質基準は合法的か、明確か?
- ▶ 審査のポイント:合法性
  - ✓ 強制的基準(GB)がある場合は、強制的基準を適用しなければならない。
  - ✓ 強制的基準がない場合は、
    - 推薦的基準(GB/T)、企業基準などを選択して適用することができる
    - 契約目的に基づいて品質基準を約定することができる

#### 《中華人民共和国標準化法》 ↓

第2条 本法にいうの基準(標準サンプルを含む)とは、農業、工業、サービス業、社会事業などの分野で統一すべき技術要求を指す。

基準には国家基準、業界基準、地方基準、団体基準、企業基準が含まれる。国家基準は強制的基準と推薦的基準に分かれ、業界基準、地方基準は推薦的基準である 強制的基準は執行しなければならない。国家は推薦的基準の採用を奨励する。 第10条 人の健康と生命・財産の 安全、国家安全、生態環境の安全保 障、経済的・社会的管理の基本的二 ーズを満たすための技術的要求につ いて、強制的な国家基準を制定しな ければならない。



01

#### 品質基準は合法的か、明確か?

▶ 審査のポイント:明確さ

#### ×悪い例:

第4条 甲の要求を満たす品質及び性能を有していることを保証する。

✓ 例(国家推薦的基準GB/Tの採用): 第5条 本契約の製品はGB/T25975-2010国家基準を採用する。

#### ✓ 例(約定基準):

第6条 本契約製品の品質は、双方が共同で確認した「技術規格書」(付属書1)に合致していなければならない。



# (02)

#### 検収の手順は明確で、合理的であるか?

- ✓ 検収方法:一方による検査/共同で検査/第三者に委託して検査
- ✓ 異議申し立て期限:合理性があること。異議申立て期限は、表面的瑕疵(仕様、数量、型番、色、外観検査)と隠れた瑕疵に分けることができる。
- ✓ 品質保証期限がある場合は、品質保証期間とその起算日を明確に約定すること。
- ✓ 品質の異議申し立て方法:書面で異議を提出する方法が最も証明しやすい。メール、Wechatなどの方法でもよいが、異議提出の時間や内容の証拠を保留しておくことが望ましい。

#### 例)

#### 第4条 検収

甲は、製品の引渡しを受ける際、製品の仕様、数量、包装など、表面的な瑕疵を検査し、異議があれば直ちに提起し、乙は交換を行う。引き渡し時に異議を提出していない場合、製品の仕様、数量、包装が約定に適合しているものとみなす。その他の隠れた瑕疵に関し異議がある場合、製品の引渡しを受けてから15日以内に書面にて乙に提出しなければならない。さもなければ、製品の品質が約定に適合するものとみなす。

#### 第5条 品質保証期間

品質保証期間は<u>18か月とし、</u>製品の引渡し日より起算する。





#### 品質が約定に適合しないときの救済方法

物品類が対象の場合:交換、返品、修理、値引き

サービスが対象の場合:期限を定めて改善、サービス料の値引き

権利類が対象の場合:期限を定めて権利の瑕疵を除去する

更に、品質の不適合を違約として、違約条項において約定することができる。契約解除権、違約金の支払いを約定するなど。



▶違約条項の審査のポイント

01 合法性

02 操作性





# 違約責任の形式

- 違約金
- 定金 (手付金)
- 履行の継続
- 救済措置
- 損害賠償



## ▶違約条項の審査のポイント

- ✓ 違約責任条項の合法性
- (1) 定金(手付金)と違約金の両方を請求することはできない。
- (2) 定金(手付金)の額は契約対象金額の20%を 上回らないこと。超過部分は定金(手付金)の効力 が発生しない。
- (3) 違約金と損害賠償の両方を請求することはできない。違約金は実際損失を過剰に上回る場合、または下回る場合、違約金を調整することを主張できる。

#### 《中華人民共和国民法典》

**第588条** 当事者が違約金を約束し、同時に手付金を約束した場合、一方が違約した場合に、相手は違約金または手付金条項を選択適用することができる。

手付金が違約による損失を補うのに不十分な場合、相手は手付金額を超えた損失の賠償を請求することができる。

#### 違約金と手付金の区別

【発生条件】

- 違約金は違約の発生を要件とし、前払いする必要はない。
- 定金(手付金)は前払いを条件とし、契約の履行を担保する。

#### 【金額の制限】

- ・ 違約金は実際損失を基準とし、実損を過剰に上回ったり下 回ったりする場合、調整を主張することができる。
- 手付金は契約対象金額の20%を超えないとする。

『全国法院の民法典の徹底実施に関する工作会議議事録』(法〔2021〕94号)により、約定する違約金が「損失範囲」を30%以上上回る場合、一般に違約金が高すぎると認定することができる。



## ▶違約条項の審査のポイント

✓ 操作性があるかどうか:明確で、具体的に

一方が本契約の約定に違反した場合、他方が受けた全ての損失を賠償 しなければならない。



物品類

乙が甲への製品引渡しを遅延した場合、甲がそれにより受けた実際損失を賠償しなければならず、その範囲は人件費(<u>元/日</u>)、機械の遊休減価償却費(<u>元</u>/日)、利益の損失(<u>元/日</u>)が含まれる。甲に更にその他の損失がある場合、乙は賠償しなければならない。

サービス類

乙が約定した基準どおりにサービスを提供できない場合、甲は乙に期限を定めて 改善を要求する権利を有する。更に甲は第三者から別途類似のサービスを調達し て代替とすることができ、それに伴う甲の調達費用は乙が負担するものとする。 甲がそれによりその他の損失を被った場合、乙は賠償しなければならない。

## 7.争議解決条項



#### 仲裁or裁判?

# > 争議解決方式の選択(中日間の場合)

日本と中国との間に裁判所判決の相互承認条約を締結していないため、裁判所の判決はお互いに承認されない。つまり、裁判所は自国の判決しか承認しない。 訴訟に勝っても相手国にて判決の強制執行を申請することはできない。

一方で、仲裁の場合、中国も日本も「ニューヨーク条約」の加盟国であるため、仲裁機関の裁決を「ニューヨーク条約」に基づいて相手国で承認されることが可能。

勝訴後に実際に執行できるように、仲裁を約定するか若しくは相手方所在国で訴訟を起こすべきである。

#### 例)

甲は中国企業で、乙は日本企業で、双方が締結した売買契約において「本契約により発生した、または本契約に関連して発生した争議は、全て日本の裁判所の管轄とする」と約定している。

### 7.争議解決条項



## ▶仲裁条項の書き方

✓ 具体的で正確な仲裁委員会の名称1つを約定すること。



- 1.「仲裁または裁判」と約定する
- 2.2か所以上の仲裁機関を約定する
- 3.仲裁委員会の名称が正確でない、特定できない
- 4. 商事仲裁に適さない契約である(労働契約など)

#### 例)

**第15条** 本契約で発生する、または本契約に関連する争議は、<u>××</u>仲裁委員会に申し立て、その仲裁規則に従って仲裁を行う。

✓ 上述条項の"××仲裁委員会"の箇所は、正確な仲裁委員会の名称を記入する。

#### 8. その他



## その他の関連事項

▶ 法令を確認する以外に、社内規定に合致しているか否かを確認する。

例:会社定款、グループ企業の契約金額に対する権限規定など。

- 覚書、備忘録、意向書なども、内容によっては、法的拘束力があると判断される。 タイトルではなく、中身を確認する。
- 立場を考慮する。
  自社の立場を踏まえつつ、交渉上の立場の優劣に応じて適切に対応する。
- ▶ 関連文書との整合性を確認する。

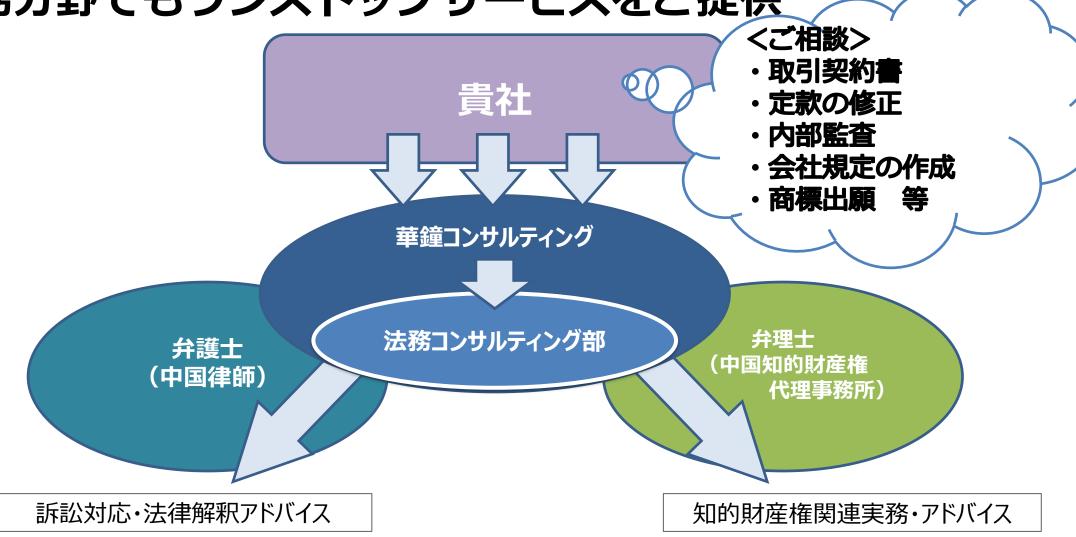
例:基本取引契約と個別契約、契約と付属書、補充合意書と元の契約、同一顧客の過去の取引契約との整合性。

▶ 用語が規範的で前後統一されているか。

## 9. 華鐘・法務コンサルティング部業務紹介



法務分野でもワンストップサービスをご提供



# ご清聴ありがとうございました。

# 中国ビジネス関連でのご相談は、 私たち華鐘コンサルタントグループに ご連絡ください。

会員のお客様:担当者へご連絡ください。 その他のお客様:shcs@shcs.com.cn